

速度取締り指針

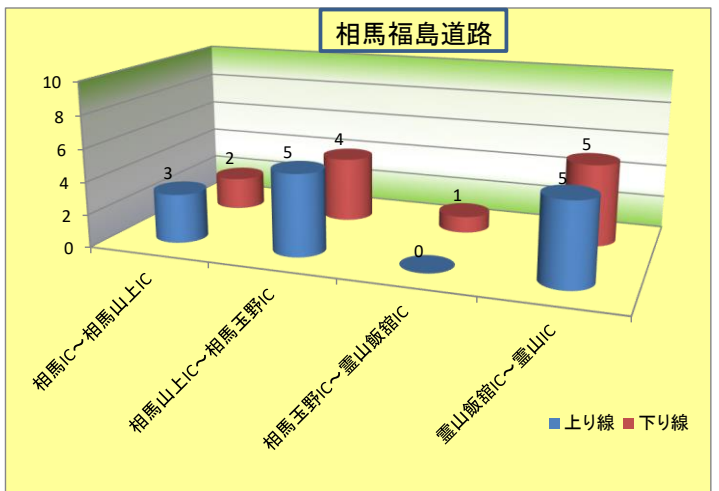
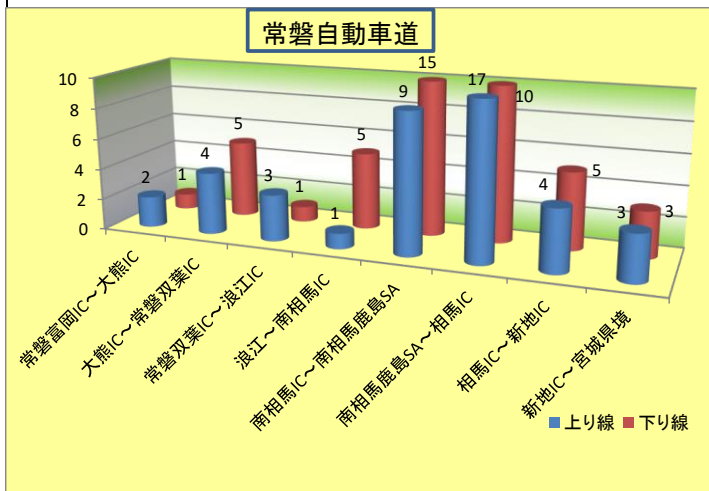
福島県高速道路交通警察隊南相馬分駐隊管内の速度取締り重点

重点路線	重点区間・重点時間帯	規制速度
常磐自動車道	浪江IC～相馬IC 12:00～16:00	指定 70km/h
相馬福島道路	霊山飯館IC～霊山IC 10:00～12:00	指定 80km/h



- ※ 福島県内の常磐自動車道広野インターチェンジ～宮城県境間は指定速度70km/hとなっています。
- ※ 速度超過は、事故に直結する悪質危険行為です。重点路線・区間以外でも随時取締りを行っています。
- ※ 相馬福島道路の相馬ICから霊山ICまでの間が南相馬分駐隊管轄となり、同区間は指定速度80km/hとなっています。

管轄内交通事故発生状況



【令和5年7月から令和5年11月末までの交通事故発生状況】

- ☆南相馬分駐隊管内の常磐自動車道では、人身交通事故が1件発生し、物件交通事故は84件発生しています。また、相馬福島道路では、人身交通事故の発生はありませんでしたが、物件交通事故が13件発生しています。
- ☆交通事故は、常磐自動車道の【浪江インターチェンジ～相馬インターチェンジ】と、相馬福島道路の【霊山飯館インターチェンジ～霊山インターチェンジ間】で多発しています。
- ☆速度オーバーは、危険を認知した際に止まりきれないだけでなく、衝突した際の衝撃や負傷の程度も大きなものになりますので、速度取締りを強化し、交通事故の抑止を図っています。

その他の交通取締り重点

- ※ 管内全線において、車間距離不保持違反・通行帯違反・シートベルト違反・携帯電話使用等の取締りも強化します。
- ※ 前の車と十分な車間距離を取り、無理な追越しや急な割り込みはやめましょう。